

令和8年10月1日

求職者等へのセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

社会福祉法人聖徳園は、職員の採用活動や実習生・インターンシップの受入れに際して、求職者等（実習生、インターンシップ参加者を含む）の人権を尊重し、当法人職員による求職者等に対するセクシュアルハラスメントを一切禁止します。

○求職者等に対するセクシュアルハラスメント

職員が求職者等に対して相手の望まない性的な言動を行うことにより、求職者等による求職活動、実習が阻害されることをいい、具体的には下記のような行為が該当します。

- (1) 性的な事実関係を質問すること
- (2) 不適切な身体接触を行うこと
- (3) 性的な関係を強要すること
- (4) 執拗に私的な食事に誘うこと

○当法人の取り組み

求職者等に対するセクシュアルハラスメントが発生することがないよう、当法人では下記のルールを定めます。

- (1) 求職者等との連絡は、法人の電話・メール・端末を使用することとし、職員の個人端末の使用を禁止とする。
- (2) 求職者等と1対1で面談等を行う場合は、法人の施設、会議室で行う。
- (3) 求職者等の懇親会を実施する場合は、1対1での会食を禁止とする。

社会福祉法人聖徳園
理事長 三上 美知恵